

キッチンセットの交換を伴う対面化改修の対象について

本事業におけるキッチンセットの交換を伴う対面化改修（以下、「対面化改修」という。）は、改修『前』と改修『後』にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り補助の対象になります。

- 改修前のキッチンセットが**対面キッチンであった場合**や**交換を伴わないキッチンセットの移設**による対面化改修は、補助対象となりません。
- **既存キッチンと別に新たに対面キッチンを増設^{※1}した場合も補助対象となります。**
申請にあたって、既存キッチンと新たに増設した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。

※1 増設の場合は、改修『前』の既存キッチンの要件については申告不要です。

| 改修『前』の要件 | | | 改修『後』の要件 | |
|----------|---|----|---|--|
| 必須設備 | <input type="checkbox"/> 給排水に接続したシンクを 有する <input type="checkbox"/> シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台を 有する <input type="checkbox"/> コンロ（埋め込み式に 限らない /IHクッキングヒーター含む）を 有する <input type="checkbox"/> コンロの上部に、調理専用の換気設備を 有する | かつ | <input type="checkbox"/> 給排水に接続した 新しい シンク ^{※1} を 設置する <input type="checkbox"/> シンクまたはコンロと一体的に隣接する 新しい 調理台 ^{※2} を 設置する <input type="checkbox"/> 新しい コンロ ^{※3} （埋め込み式に 限る /IHクッキングヒーター含む）を 設置する <input type="checkbox"/> コンロの上部に、調理専用の 新しい 換気設備を 設置する | |
| レイアウト | <input type="checkbox"/> 配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ 正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。 または、視認することができる位置が 1箇所 である | かつ | <input type="checkbox"/> 配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ 正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上 ある | |
| 提出書類 | 以下 すべて の写真の提出が必要です。 ・写真①：各設備ごとの接写 ・写真②：必須設備全景 （全設備の位置関係が確認できるもの） ・写真③：過半を視認できないことが確認できる写真 | かつ | 以下 すべて の書類の提出が必要です。 ・写真①：各設備ごとの接写 ・写真②：必須設備全景 （全設備の位置関係が確認できるもの） ・写真④：過半を視認できることが確認できる写真 ・ 平面図 ^{※4} ：キッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること（ 寸法と縮尺の記載あるもの ） ・ 立面図 ^{※4} ：必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること（ 寸法と縮尺の記載あるもの ） | |

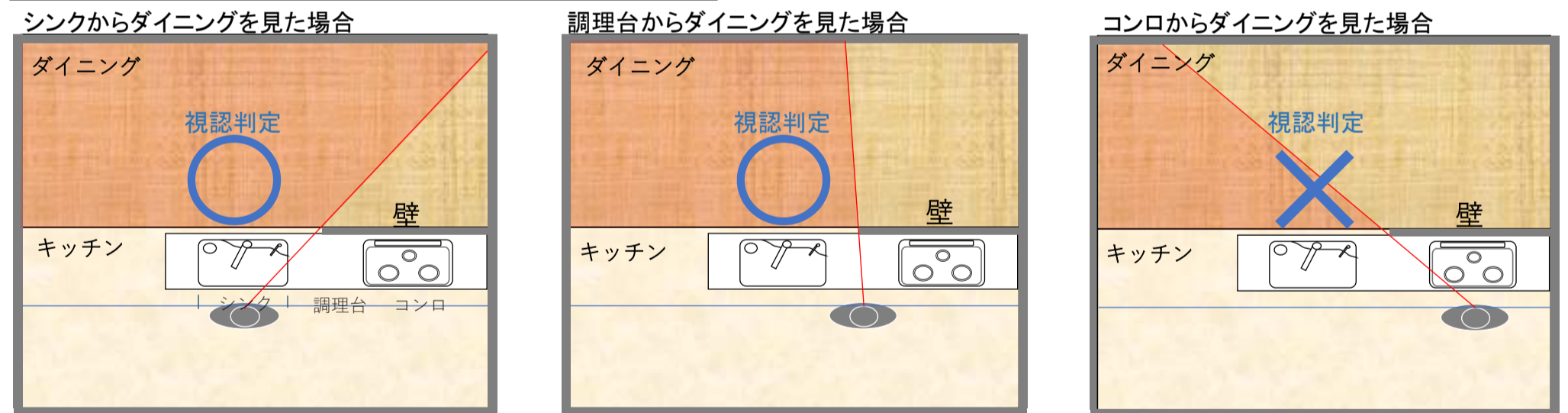
※2 W300mm×D300mm以上のものに限りします。

※3 当該の対面化改修に係る工事請負契約日以前、4年の間に新設したコンロ(IHクッキングヒーター含む)を移設する場合も含む。

※4 提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

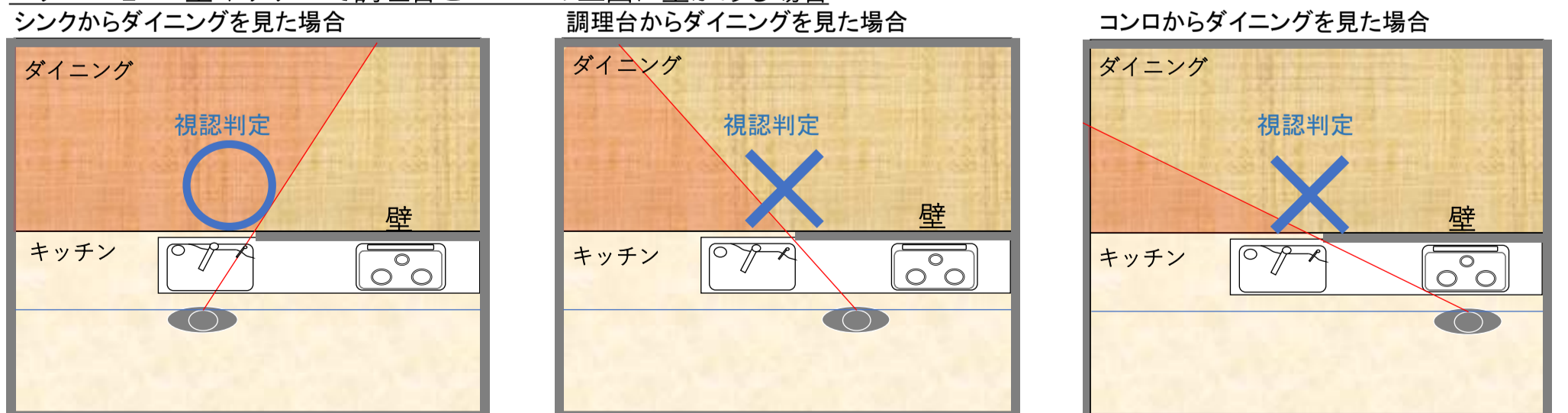
【補足1】改修後、「過半を視認することができる位置が2箇所以上ある」とは？

パターン1 I型キッチンでコンロの正面に壁がある場合



対面化改修後、シンク・調理台・コンロの3箇所の内、2箇所から過半を視認できる ⇒ **○ 補助対象**

パターン2 I型キッチンで調理台とコンロの正面に壁がある場合



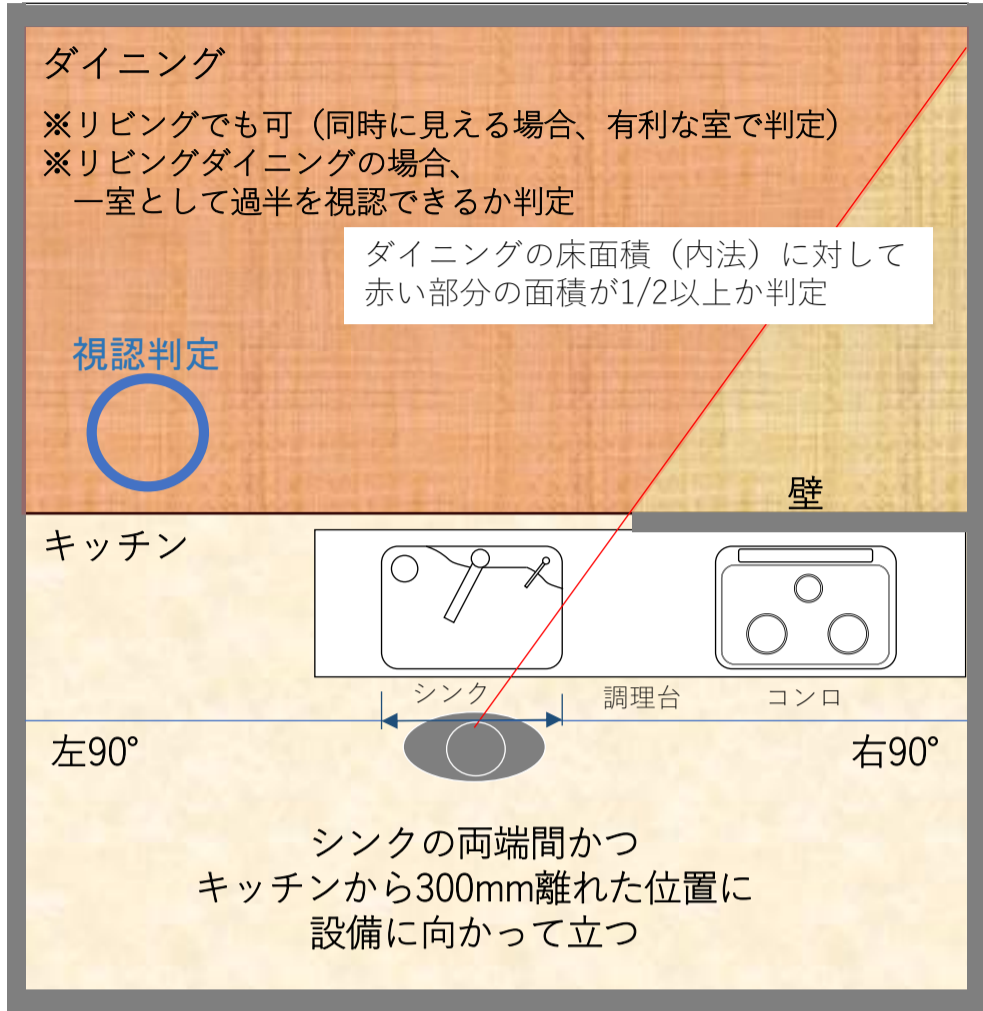
対面化改修後、シンク・調理台・コンロの3箇所の内、1箇所から過半を視認できる ⇒ **× 補助対象外**

キッチンセットの交換を伴う対面化改修の対象について

【補足2】「シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した」とは？

それぞれの設備からの視認エリア（赤い部分）は下のイラストに例示するとおりです。

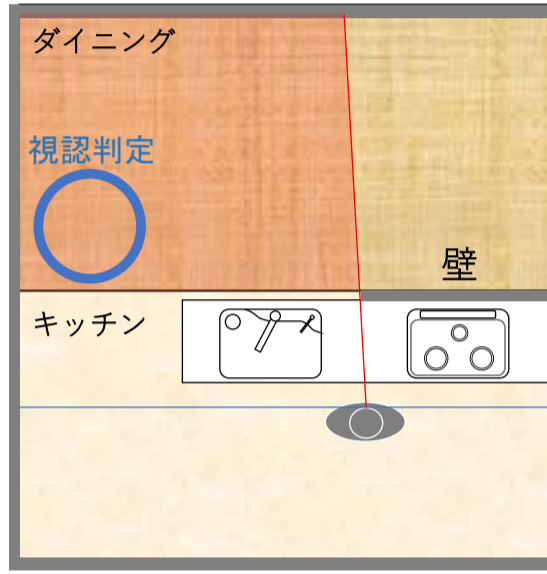
≪平面図≫シンクからダイニングを見た場合



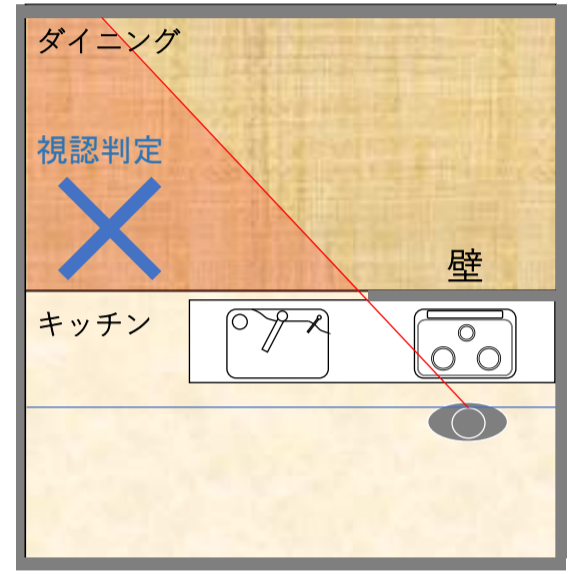
以下のような障害物については考慮する必要はありません。

- ・移動や取り外しが可能な植栽、家具、衝立、照明設備等
- ・間仕切り、スクリーン等
- ・視認の妨げにならない透明なガラスを使用したドア、壁等（すりガラスやガラスブロックを利用したものは不可）

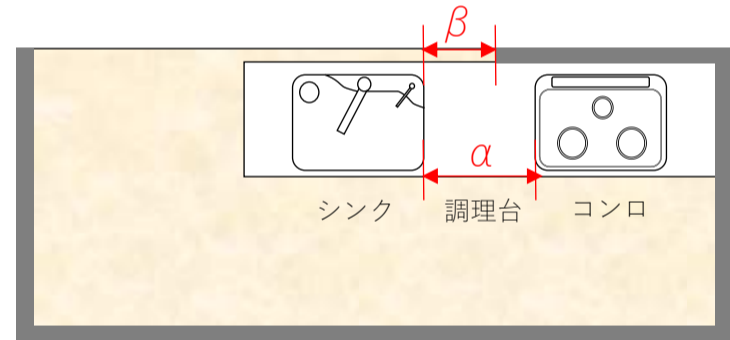
調理台からダイニングを見た場合



コンロからダイニングを見た場合



≪立面図≫キッチン側から見た場合



キッチンセットの全面に壁がある場合は、調理台幅(α)と前面の壁からシンクまでの距離(β)が確認できること

注：リビングやダイニングがキッチンと異なる高さ（ロフトや中二階等）にある場合、設備からの視認エリアの確認のため、建築時の立面図等を求めることがあります。

【補足3】リビングとダイニングの定義

本事業では、以下に該当する居室^{※5}をリビングおよびダイニングと呼びます。

| | 定義 | 対象外の例 |
|----------------|--|--|
| リビング (L) | 家族が集まり、くつろぐために継続的に使用し、壁、ドア及び建具で区切られた、ダイニングから独立した空間 | ×居室に該当しない空間（廊下、階段、倉庫、納戸等） ×屋外の空間（ウッドデッキ、アウトドアリビング） |
| ダイニング (D) | 家族が食事をするために継続的に使用し、壁、ドア及び建具で区切られた、リビングから独立した空間 | ×居室に該当しない空間（廊下、階段、倉庫、納戸等） ×屋外の空間（ウッドデッキ） |
| リビングダイニング (LD) | リビングとダイニングが一体となった、壁、ドア及び建具で区切られた空間 | ×居室に該当しない空間（廊下、階段、倉庫、納戸等） ×引戸や可動式の壁により区切られたリビングとダイニング（仕切りがある場合、別の居室として扱います） |

※5 本事業における居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。（建築基準法第2条4号）詳しくはリフォームの手引きの第2章をを参照ください。

キッチンセットの交換を伴う対面化改修の対象について

【補足4】改修前のキッチンのレイアウト

補足1、2を踏まえ、改修前のキッチンセットは、シンク、調理台、コンロのうち2箇所以上が壁を面して設置されていることが前提となります。以下の①と②以外は、原則補助の対象になりません。

補助対象となる改修前のレイアウト例

① 独立した居室に設置されたキッチンセット



② ダイニング(リビング)の一角にあり、ダイニング(リビング)を背にして壁に面しているキッチンセット



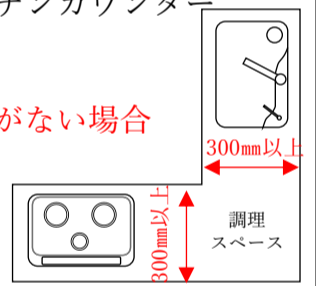
【補足5】既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを増設する工事の場合

既存の住宅を二世帯住宅等へ増築工事や改築工事を行う場合など、既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを増設する工事の対象となります。申請にあたって、既存のキッチンと新たに増設した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。なお、既存キッチンの対面化改修と同時に、対面キッチンを増設した場合も、補助対象は戸あたり1セットです。(増設の場合は、改修前の要件については申告する必要はありません)

【補足6】必須設備の具体例

必須設備の対象可否について、問い合わせが多いものを例示します。

| | 改修前 (○：対象の例、×：対象外の例) | 改修後 (○：対象の例、×：対象外の例) |
|------|---|---|
| シンク | × 手洗い (単槽式でW300mm×D300mm未満) | × 手洗い (単槽式でW300mm×D300mm未満) |
| 調理台 | × シンクまたはコンロから独立したキッチンカウンター × ダイニングテーブル ○ 調理スペースがW300mm×D300mm未満 | × シンクまたはコンロから独立したキッチンカウンター × ダイニングテーブル × 調理スペースがW300mm×D300mm未満 ※L字キッチンでW300mmの調理スペースがない場合に限り、2方向の奥行で測定 (右図) |
| コンロ | × カセットコンロ × コンロ設置スペースのみ ○ 据置き型のコンロ (ガステーブル、IH式を含む) | × カセットコンロ × 据置き型のコンロ (ガステーブル、IH式を含む) |
| 換気設備 | × 全館換気システム | × 全館換気システム |



【補足7】提出する写真のイメージ

写真①：各設備ごとの接写

写真②：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの)



写真③：過半を視認できないことが確認できる写真(補足4参照)

写真④：過半を視認できることが確認できる写真(補足1、2参照)



工事前の写真を撮り忘れた場合、原則、補助対象になりませんので、忘れずに撮影してください。
※既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを増設する場合、工事前の写真は提出不要です。